



2015年5月21日

各 位

会社名 株式会社 エー・ディー・ワークス
 代表者名 代表取締役社長 CEO 田中 秀夫
 (コード番号：3250 東証第二部)
 問合せ先 常務取締役 CFO 細谷 佳津年
 電話番号 03-4500-4208

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2015年5月21日開催の当社取締役会において、2015年6月23日開催予定の第89期定時株主総会に、定款の一部変更に係る議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 2015年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）」により、責任限定契約を締結できる会社役員が変更されたことに伴い、業務執行取締役等でない取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第28条および第38条の規定を変更するものであります。
 なお、変更案第29条の規定の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (2) 当社の個人富裕層向けに特化した事業展開に対応するため、現行定款第2条の事業目的を追加するものであります。
- (3) 当社は、コーポレート・ガバナンス体制の強化を目的として、最高経営責任者 CEO と最高財務責任者 CFO の職位を組織規程に規定し、既にその運用を行っておりますが、経営責任をより明確化するため、現行定款第21条の役付取締役等に関して、最高経営責任者 CEO と最高財務責任者 CFO の職位に加えて、今後の経営体制の充実に備え、最高執行責任者 COO を追加し、相談役は取締役としての役位とするため、「取締役相談役」に変更した上で、役付取締役等に関する規定を独立した条文として新設するものであります（変更案第22条）。
- (4) 上述 (1) から (3) の条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うとともに、号数表示の記載の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。（下線部分が変更箇所）

現行定款	変更案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>1. 不動産の売買および仲介業務</u> <u>2. 不動産の賃貸、管理、保有および運用業務</u> <u>3. 不動産の鑑定業務</u> <u>4. 不動産に関するコンサルティング業務</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>(1) 不動産の売買および仲介業務</u> <u>(2) 不動産の賃貸、管理、保有および運用業務</u> <u>(3) 不動産の鑑定業務</u> <u>(4) 不動産に関するコンサルティング業務</u> <u>(5) 個人資産に関するコンサルティング業務</u></p>

現行定款	変更案
<p>5. 土木建築、測量および設計の業務 6. 土木建築工事業 7. 建築士事務所の経営 8. 損害保険および自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業 9. 不動産に係る投資顧問業務 10. 不動産特定共同事業法に基づく事業 11. 有価証券の保有、運用、管理および売買 12. 金融商品取引法に基づく第二種金融商品取引業 13. 金融商品取引法に定める投資助言・代理業 14. ホテルおよび旅館の経営 15. 飲食店業 (新 設) 16. 前各号に附帯関連する一切の事業</p>	<p>(6) 土木建築、測量および設計の業務 (7) 土木建築工事業 (8) 建築士事務所の経営 (9) 損害保険および自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業 (10) 不動産に係る投資顧問業務 (11) 不動産特定共同事業法に基づく事業 (12) 有価証券の保有、運用、管理および売買 (13) 金融商品取引法に基づく第二種金融商品取引業 (14) 金融商品取引法に定める投資助言・代理業 (15) ホテルおよび旅館の経営 (16) 飲食店業 (17) 貸金業 (18) 前各号に附帯関連する一切の事業</p>
<p>(機関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人</p>	<p>(機関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人</p>
<p>(代表取締役および役付取締役等) 第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</u> 3. <u>取締役会は、その決議によって執行役員、相談役および顧問を置くことができる。</u></p>	<p>(代表取締役) 第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 (削 除) (削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(役付取締役等) 第 22 条 <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、最高経営責任者 CEO、最高執行責任者 COO および最高財務責任者 CFO 各 1 名、ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</u> 2. <u>取締役会は、その決議によって取締役相談役を置くことができる。</u> (以下、条数繰り下げ)</p>

現行定款	変更案
<p>(<u>社外取締役</u>の責任限定契約)</p> <p>第<u>28</u>条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。</p>	<p>(<u>取締役</u>の責任限定契約)</p> <p>第<u>29</u>条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。</p>
<p>(<u>社外監査役</u>の責任限定契約)</p> <p>第<u>38</u>条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。</p>	<p>(<u>監査役</u>の責任限定契約)</p> <p>第<u>39</u>条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。</p>

3. 日程 (予定)

定款変更のための定時株主総会	2015年6月23日(火)
定款変更の効力発生日	2015年6月23日(火)

以上